

大府市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第37号

大府市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

大府市税に関する文書の様式を定める規則（平成24年大府市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表の41の項中「第10条の 3 第13項」を「第10条の 3 第14項」に改める。

第41号様式中「第10条の 3 第13項」を「第10条の 3 第14項」に改める。

第48号様式を次のように改める。

軽自動車税（種別割）減免申請書

年 月 日

大府市長 殿

申 請 者	
住 所	大府市 町
氏 名	電話

大府市税条例第 条第 項の規定により、下記のとおり軽自動車税（種別割）の減免を申請します。

減免を受けようとする税額		円	
減免を受ける者 （車の所有者）	住 所	大府市 町	
	氏 名		
	個人番号 （又は法人番号）		
	障がい者との 続柄		
運転する者	住 所	大府市 町	
	氏 名		
	障がい者との 続柄		
運転免許証 （免許情報記録）	番 号		
	運転免許の年月日	年	月 日
	有効期限	年	月 日
	種 類		
	条 件		
障がい者	住 所	大府市 町	
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
手帳の内容	手帳の種類	身体障害者・戦傷病者・療育・精神障害者保健福祉	
	番 号		
	交付年月日	年 月 日	
	身体障がい箇 所及び等級等 条 件	障害 級	
軽自動車等に係 る諸事項 （車検証等よ り）	車両番号 又は標識番号		
	車名・種別		
	原動機の型式・形状		
	総排気量又は定格出力 ・総排気量及び最高出力		
	定 置 場	住所と同じ その他（ ）	
	用途及び 使用目的	通院 通学 その他（ ）	
	納税証明 （継続検査用）	必要 不要	

第49号様式その1の備考中第7号を次のように改める。

7 標識の地の塗色は、次によるものとする。

- (1) 条例第75条第1号ア又はウの原動機付自転車にあつては、白色
- (2) 条例第75条第1号イの原動機付自転車にあつては、薄黄色
- (3) 条例第75条第1号エの原動機付自転車にあつては、薄桃色
- (4) 条例第75条第1号オの原動機付自転車にあつては、薄青色
- (5) 条例第75条第2号イの小型特殊自動車にあつては、薄緑色

第50号様式中「総排気量又は定格出力」を「総排気量又は定格出力
・総排気量及び最高出力」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大府市税に関する文書の様式を定める規則の規定に基づき作成されている諸用紙は、改正後の大府市税に関する文書の様式を定める規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

3 この規則の施行前に交付された第50号様式による書類は、改正後の大府市税に関する文書の様式を定める規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。